医療情報・システム基盤整備体制加算のご案内

2023年4月から政府の方針によりオンライン資格確認システム(マイナンバーカードを利用した保険証確認)が義務化されます。

当院では診療情報(薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報)をオンライン資格確認システムより取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めて参ります。

またそれに伴い、当院は医療情報・システム基盤整備体制加算の算定医療機関となっておりますので、<u>令和5年4月1日から令和5年12月31日まで</u>以下の通り月1回に限り算定させて頂きます。 皆さまのご理解のほど、よろしくお願いいたします。

【初診時】

加算1 6点(通常の保険証を持参した場合)

加算2 2点(マイナンバーカードを保険証として用いて、オンライン資格確認により情報提供を受けた場合)

【再診時】

加算1 2点(通常の保険証を持参した場合)

マイナンバーカードの利用につきまして、ご不明な点がありましたら、医事課受付までお尋ね下さい。





球磨郡公立多良木病院企業団 企業長 髙森 啓史